

多数の者の集合する催しにおける火災予防について

平成 25 年 8 月に京都府福知山市の花火大会において、火災が発生し、多くの方が犠牲となりました。

それに伴い、備北地区消防組合火災予防条例を改正し地域の祭礼、縁日、花火大会、展示会等のイベントなど不特定多数が集まる催し（※1）で、対象火気器具等（※2）を扱う露店等を開設する場合、業務用消火器（※3）の設置と露店等の開設をするための「火災予防上必要な業務に関する計画提出書」又は「露店等の開設届出書」（※4）を管轄の消防本部・消防署に届け出る必要があります。

※1 不特定多数が集まる催しとは・・・

祭礼、縁日、花火大会、展示会など多数の人が集まる催しのことを言います。

近親者によるバーベキューや幼稚園等の餅つき大会等（子ども及び父母等の顔見知りのみの場合）は除かれます。

※2 対象火気器具等とは・・・

火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具のことです。

例：ガスグリル・コンロ・フライヤー・電熱器・焼き鳥器・蒸し器・石油ストーブ・発電機など



※3 業務用消火器の設置

- ・ 露店等ごとに1本以上を設置。
- ・ 住宅用消火器は認められません。
- ・ 腐食・破損等がある不適正なものは認められません。



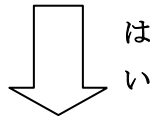
※4 「火災予防上必要な業務に関する計画提出書」の届出様式は、備北地区消防組合ホームページ⇒「申請・届出様式のダウンロード」⇒「予防関係」

「露店等の開設届出書」の届出様式は、備北地区消防組合ホームページ⇒「申請・届出様式のダウンロード」⇒「警防関係」よりダウンロードできます。

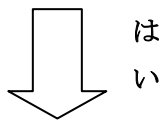
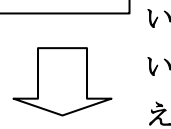
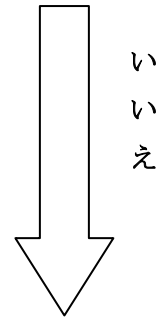
また、露店等チェックシートの確認をしてください。

「露店等の開設届等」のフローチャート

祭礼，縁日，花火大会，展示会等その他多数の者の集合が見込まれる催しで対象火気器具等を使用する露店等を開設する予定である。

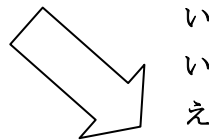
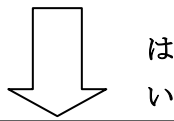


自治会や PTA 主催の行事などのように，参加者は限定されていない。



管轄消防署等への届出が必要です。
屋外で出店する露店の総数が 100 店舗を超える。

届出の義務は有りません。
万一の場合に備えて消火器等の準備をしてください。



- 1 対象火気器具等を使用する露店ごとに消火器を準備してください。
- 2 防火担当者を定めてください。
- 3 「火災予防上必要な業務に関する計画提出書」の届出を催し開催の 14 日前までに消防本部予防課へ提出してください。

※ 開設場所及び周辺の図面を作成し，露店等の開設場所，消火器の設置場所，火災予防上必要な避難経路，避難誘導員配置場所等を記載し届出書に添付すること。

- 1 対象火気器具等を使用する露店ごとに消火器を準備してください。
- 2 「露店等の開設届出書」の届出を催し開催の 3 日前までに管轄の消防署へ提出してください。

※ 開設場所及び周辺の図面を作成し，露店等の開設場所，消火器の設置場所，火災予防上必要な避難経路，避難誘導員配置場所等を記載し届出書に添付すること。

問合せ場所 備北地区消防組合

消防本部予防課	0824-63-9574	三次消防署	0824-63-1192
三次消防署作木出張所	0824-55-3119	三次消防署吉舎出張所	0824-43-3119
三次消防署三和出張所	0824-52-3119	三次消防署口和出張所	0824-87-2455
三次消防署甲奴出張所	0847-67-2282	庄原消防署	0824-72-9911
庄原消防署西城出張所	0824-82-2193	庄原消防署高野出張所	0824-86-2955
東城消防署	08477-2-4005		

露店等の開設届出書

年 月 日			
備北地区消防組合 様 届出者 住 所 (電話) 氏 名			
開設期間	自	年 月 日	至 年 月 日
	営業時間	開始	時 分
		終了	時 分
開設場所			
催しの名称			
開設店数		消火器の 設置本数	
現場責任者氏名	(電話)		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 4 消火器は、「消火器の技術上の規格を定める省令」(昭和39年自治省令第27号)第1条の2第1号に定める消火器(水バケツ、エアゾール式簡易消火用具及び住宅用消火器を除く。)で、対象火気器具等の種別や周囲の可燃物等に適応し、能力単位が1単位以上のものを設置すること。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。